



**纖維製品の混用率試験方法－第 4-2 部：  
キュプラ及びリヨセル－光学顕微鏡法による  
纖維混用率試験方法**

**JIS L 1030-4-2 : 2023**

(JCFA/JSA)

令和 5 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅見 剛尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿部 哲也	一般財団法人製品安全協会
	天野 美智子	株式会社オカムラ
	猪股 匠順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太田 秀幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿野 歩子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会
	寺山 博子	イオントップバリュ株式会社
	平井 郁子	大妻女子大学
	平野 祐子	主婦連合会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	町田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武藤 京子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村井 正素	公益社団法人消費者関連専門家会議

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：令和5.1.20

官報掲載日：令和5.1.20

原案作成者：日本化学繊維協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-1-11 繊維会館 TEL 03-3241-2311)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル TEL 050-1742-6017)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員会長 大瀧 雅寛）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b> .....	1
<b>1 適用範囲</b> .....	1
<b>2 引用規格</b> .....	1
<b>3 用語及び定義</b> .....	2
<b>4 原理</b> .....	2
<b>5 試薬</b> .....	2
<b>6 装置及び材料</b> .....	3
<b>7 試験方法</b> .....	3
<b>7.1 試料の準備</b> .....	3
<b>7.2 事前鑑別</b> .....	3
<b>7.3 脱色</b> .....	3
<b>7.4 再染色の前処理</b> .....	3
<b>7.5 再染色</b> .....	4
<b>7.6 繊維の測定</b> .....	4
<b>8 精度</b> .....	5
<b>9 試験報告書</b> .....	5
<b>附属書 A (参考) 再染色法による繊維の観察</b> .....	6
<b>附属書 B (参考) 再染色温度の決定方法</b> .....	9
<b>附属書 C (参考) 試験所間比較の結果</b> .....	10
<b>附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表</b> .....	21
<b>解 説</b> .....	23

## まえがき

この規格は、産業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本化学繊維協会（JCFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本産業規格

JIS

L 1030-4-2 : 2023

# 纖維製品の混用率試験方法－第4-2部： キュプラ及びリヨセル－光学顕微鏡法による 纖維混用率試験方法

Textiles—Qualitative and quantitative analysis of some cellulose fibres (lyocell, cupro) and their blends—Part 4-2: Blend quantification using light microscopy method

## 序文

この規格は、2020年に第1版として発行された ISO 21915-2 を基とし、我が国の実態に対応するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、キュプラ及びリヨセルの混用品を再染色後、JIS L 1030-2に基づく光学顕微鏡法を用いてキュプラとリヨセルとで構成される纖維の混用率試験方法について規定する。

この試験方法は、キュプラ、リヨセル、及びキュプラとリヨセルとの混用品だけに適用される。綿、レーヨンなどの他の纖維は、JIS L 1030-1 又は JIS L 1030-2 に規定されている方法で、この規格を適用する前に除去する必要がある。

この試験方法は、化学的又は物理的な加工によって表面が損傷している纖維には適用しない。

**警告** この規格で使用する試薬には、毒性が強く、発生するミストによって皮膚、粘膜、金属などを腐食させるものが含まれるため、適切な防護設備又は装置内で使用する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 21915-2:2020, Textiles—Qualitative and quantitative analysis of some cellulose fibres (lyocell, cupro) and their blends—Part 2: Blend quantification using light microscopy method (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項